

○地下の工作物及び洞道について

昭和62年2月1日消防告示第1号

池田市火災予防条例（昭和37年池田市条例第5号）第45条の2の規定に基づき火災が発生した場合消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある洞道、共同溝、その他これらに類する地下の工作物（通信ケーブル等の敷設、改修工事又は維持管理のため必要に応じ人が出入りする隧道に限る。）を次のとおり指定する。

記

- 1 洞道その他これらに類する地下の工作物（以下「地下の工作物」という。）で、その長さ（洞道と地下の工作物が接続するものにあつては、その長さの合計）が30メートル以上のもの
- 2 共同溝（共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和38年法律第81号）第2条第5項に規定する共同溝をいう。以下同じ。）並びに共同溝に接続する洞道及び地下の工作物
- 3 その他消防長が、特に必要と認める洞道等